

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊 4)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則の一部改正 (第23号)	1
○福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則の一部改正 (第24号)	2
○福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則の一部改正 (第25号)	2
訓 令	
○福岡市行政監察規程の廃止 (第 2 号)	2
<hr/> 規 則 <hr/>	

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第23号

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例施行規則（平成28年福岡市規則第181号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和10年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第24号

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例施行規則（平成24年福岡市規則第146号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第25号

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例施行規則（平成29年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法」を「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第6条第7項において「法」という。）」に改める。

第6条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

福岡市訓令第2号

福岡市行政監察規程（昭和31年福岡市達甲第12号）は、令和8年3月31日をもって廃止する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎